

2022年2月改訂

貯法
室温保存
密封容器

動物用医薬品

使用基準 指定医薬品

承認指令書番号 23 動薬第 616号

販売開始 1988年

アイボメック[®] 注

イベルメクチン(ivermectin)は、放線菌*Streptomyces avermitilis*により产生されるアベルメクチンB₁の誘導体で、その抗寄生虫スペクトラムは極めて広く、作用機序は、主にグルタミン酸を介した塩素イオンチャンネルによる神経伝達阻害に関連している。アイボメック注は、1%濃度のイベルメクチンを含有する注射剤である。

【成分及び分量】

本品1 mL中にイベルメクチン10 mgを含有する。

【効能又は効果】

牛(搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く)及び豚の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除

牛：内部寄生虫—オステルターゲ胃虫、牛捻転胃虫、牛腸結節虫、

クーペリア、毛様線虫及び牛肺虫

外部寄生虫—疥癬ダニ(食皮ヒゼンダニ)

豚：内部寄生虫—豚回虫、豚腸結節虫、豚糞線虫、豚鞭虫及び豚肺虫

外部寄生虫—疥癬ダニ(穿孔ヒゼンダニ)及びブタジラミ

【用法及び用量】

牛(搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く)：1回体重1 kg当たり本剤0.02 mL(イベルメクチンとして200 µg)を皮下注射する。

豚：1回体重1 kg当たり本剤0.03 mL(イベルメクチンとして300 µg)を皮下注射する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
- 本剤は牛及び豚用のみに開発された製剤である。本剤は犬において致死を含む重篤な副作用を引き起こすおそれがあるので、牛及び豚以外の動物には使用しないこと。
- 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物[牛(搾乳牛を除く。)、豚]について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛(搾乳牛を除く。)：食用に供するためにと殺する前40日間

豚：食用に供するためにと殺する前35日間

(牛及び豚に関する注意)

- 本剤は筋肉内、静脈内及び腹腔内注射並びに経口投与には使用しないこと。
- 体重が16 kg以下(投与量が0.5 mL以下)の子豚には、特に正確な量を投与するため0.1 mL目盛りのついた注射器を用いること。
- 本剤は搾乳牛(食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう)及び分娩予定日前28日間の乳用牛には使用しないこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 開封後は遮光して保存し、速やかに使い切ること。
- 本剤の保管は火気厳禁とすること。
- 本剤は魚及びある種の水棲生物に影響を与えることがあるので、容器及び残りの薬剤は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 使用済みの注射針は、針回収用の専用容器にいれること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2. 使用に際して気を付けること

(牛及び豚に関する注意)

- 本剤は注射時に疼痛及び注射部位の腫脹がみられることがあるが、疼痛は一過性であり、腫脹は通常2週間前後で消失する。
- 本剤は、牛では肩の前後の皮下に、また豚では頸部皮下に注射すること。
- 他の注射剤と同時に投与する時は、注射部位を変えること。
- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- 牛疥癬ダニの治療に本剤を用いる場合、かゆみ等の臨床症状は投与後2～3週間以内に消失するが、ダニは検出されることがある。
- 本剤はシラミの卵を殺さない。シラミの卵の孵化には最大3週間を要するので、投与後に孵化したブタジラミが認められる場合は本剤の再投与を行うこと。
- 外国における臨床試験では、豚鞭虫に対し80%の有効性を示した。

(取扱い上の注意)

- 本剤投与時には、アルコール消毒又は煮沸消毒した注射器を用い、注射部位を消毒剤で消毒すること。注射部位での感染予防のため清潔な消毒液の注射針を用いること。

【使用期限】

外箱及びラベルに記載

【包装】

50 mL、200 mL

【製品情報お問い合わせ先】

ベーリンガーインゲルハイム アニマルヘルス ジャパン株式会社

〒141-6017 東京都品川区大崎2-1-1

TEL：03-6417-2800

製造販売元



Boehringer
Ingelheim
ベーリンガーインゲルハイム アニマルヘルス ジャパン株式会社
東京都品川区大崎 2-1-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。